

春日井市農林業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、農林業の健全な発展を図るため、予算の範囲内で農林業者等に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年 春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助の対象となる事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域農政総合推進対策事業（農林業生産の合理化及び近代化促進のための施設、機械、器具等の導入及び設置並びに農林業経営改善・農家経営安定化及び生産性向上のための事業をいう。）
- (2) 生産調整対策事業（米の生産調整のため水田における野菜や加工用米の作付けを支援する事業をいう。）
- (3) 市民農園整備事業（農地所有者等による市民農園の開設を支援する事業をいう。）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地域農政総合推進対策事業 農業者の集まりである団体の場合は事業費の3分の1以内、尾張中央農業協同組合の場合は事業費の2分の1以内
- (2) 生産調整対策事業 次に定める補助の区分に応じ、それぞれに定める額以内
 - ア 転作補助 1平方メートル当たり3円
 - イ 加工用米補助 1俵当たり500円

(3) 市民農園整備事業 1か所当たり事業費の2分の1以内(250,000円を限度とする。)

(申請手続)

第4条 規則第3条に規定する市長が定める期日は、当該年度の2月末日とする。

2 第2条第1項第2号の事業に対する規則第3条の申請書は、尾張中央農業協同組合がとりまとめて提出するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第5条第1項の規定により、申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第8条第1項の規定により、市長の定める軽微な変更の範囲は、補助金額に変更が生じず、かつ、事業費の2割以内の増減の範囲内のものとする。

(補助金の交付方法)

第7条 補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者の請求に基づいて交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、事業完了前においても概算額を交付することができる。この場合において、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後、精算を行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に収支精算書を添えて事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

春日井市長 伊 藤 太 様

申請者

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

春日井市農林業補助金等交付申請書

補助金等の交付を受けたいので、春日井市補助金等に関する規則第3条の規定により次のとおり申請します。

- 1 補助金等交付申請額 円
- 2 補助事業等の目的
- 3 補助事業等の内容
- 4 添付書類

第2号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市農林業補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった については、春日井市補助金等に関する規則第4条の規定により、次のとおり交付することに決定します。

- 1 補助金等の額 円
- 2 この補助金等の対象となる事業
- 3 条件

第3号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

春日井市長 伊藤 太 様

住 所

氏 名

印

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

補助事業等計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった について、次のとおり計画を変更したいので、春日井市補助金等に関する規則第8条第1項の規定により承認してください。

- 1 変更の理由
- 2 計画変更の内容

第4号様式（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

様

春日井市長 印

春日井市農林業補助金等変更決定通知書

年 月 日付け第 号で通知した に対する補助金等の交付決定を次のとおり変更します。

- 1 変更決定の額 円
- 2 計画変更の内容
- 3 条件

第5号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

春日井市長 伊藤 太 様

住 所

氏 名

印

春日井市農林業補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 春農第 号で補助金の交付決定を受けた地域農政総合推進対策事業を完了したので、春日井市補助金等に関する規則第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実績及び効果

2 添付書類

- ・ 収支精算書

収 支 予 算 (精 算) 書

事 業 名

収入予算（精算）額 円
 支出予算（精算）額 円
 差引残額 円

収入の部

種 別	本年度 予算(精算)額	前年(本年)度 予算額	対比増減 △印減額	明 細		
				種 別	金 額	摘 要
計						

支出の部

種 別	本年度 予算(精算)額	前年(本年)度 予算額	対比増減 △印減額	明 細		
				種 別	金 額	摘 要
計						